

平成29年度 第1回徳島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
(第12回 徳島県版「子ども・子育て会議」) 議事録

- 1 日時 平成29年5月22日(月)
午前10時から正午まで
- 2 場所 県庁10階 大会議室
- 3 出席委員 大山 百合子 葛西 真記子 上地 大三郎
佐藤 絹子 椎野 武徳 志内 正一 白草 千鶴
田中 京子 二宮 恒夫 堀江 美希 南 育弘
斎藤 和美 山崎 篤史 山崎 健二 大和 忠広
計 15名
- 4 次第
 - 1 開会
 - 2 県民環境部長あいさつ
 - 3 議事
 - (1) 徳島県における保育等の現状について
 - (2) 平成29年度の本県の取組について
 - (3) 「徳島県子ども・子育て支援事業支援計画」の見直しについて
 - (4) その他
 - 4 閉会

5 議事の概要

(会長)

それでは、議事に入りたいと思います。まず、議事(1)(2)(3)につきまして、まとめて事務局から説明をお願いしたいと思います。

<事務局から資料の説明>

(会長)

ありがとうございました。それでは事務局からの説明につきまして皆様から御質問や御意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

どなたでも結構ですのでご発言ください。挙手でお知らせ願います。

(会長)

三点ほど確認したいのですがよろしいでしょうか。資料1の1ページ2保育人材の確保対策で四国大学と徳島文理大学で保育フェアを開催しておりますけ

れど、この事業者のところで合計44施設となっておりますが、これは重複しているのでしょうか。

(事務局)

重複はしております、延べで44施設です。

(会長)

続いて資料1の2ページですが、(6)保育士・保育所支援センターでの就職斡旋についてですが、求人数292とあるのは、簡単に言うと県内でこれだけの保育士の数が必要ですよということでしょうか。求人数がこれだけあって、就職希望者が265人いるが、就職件数が53件しかないのは、マッチングの問題でしょうか。

(事務局)

292の求人があるということです。就職件数については、条件マッチングの問題だと思います。

(会長)

条件の中では、給料の問題が多いのでしょうか。

(事務局)

一般論ですが、もちろん給与面、条件面みたいな話もありますので、必ずしもマッチングがうまくいってないという部分もあるとは思われますので、県としても保育士として働くことのメリットややりがいの的なキャンペーンなども実施しながら、できるだけ多くの方にそういうところに入っていくということで進めていきたいと思っております。理想としては、求職している人が全員就職できるのが一番いいが、そこは条件面などいろいろあって実際にはなかなか結びついていないということがあるのかなと考えております。

(会長)

三点目ですが、資料1の3ページ3保育等の質の向上対策にある(1)現任保育士研修についてですが、この現任保育士研修が参考資料の22ページにあるキャリアアップ研修の内容とほぼ同じようになっているということは、この研修を受けてキャリアアップをするというのが目的でこの研修を受ける方が多いのですか。というのは、保育士の研修というのを盛んにしてもらって、保育士さんのキャリアアップをしていただきたいという意見も過去にこの会議の中でもあったと思われるし、保育士さんも研修を大いに望んでいるのかなと思っ

たのですが、その割にはこの参加人数が少なめだなと思ったので質問したのですが。これは、キャリアアップのための研修を保育士さんが受けてというのでいいのでしょうか。

(事務局)

平成28年度の現任保育士研修の分野については、キャリアアップのための研修とは別のものになります。キャリアアップ研修での副主任保育士や職務分野別リーダーになるための研修内容は国から細かく示されており、現在の現任保育士研修でやっていたものよりももっと長時間で内容も具体的に示されたものに則って行うもので、こちらで実績としてあげている現任保育士研修とこれからしていくキャリアアップ研修は項目は同じように見えますが別の研修とさせていただきたい。

(会長)

開催日は、保育士さんが出やすい日時なんですか。それとも出にくいから、人数が少ないのか。私は、参加人数は少ないと思うのですが。

(委員)

一施設で一人以上出たとして、これだけ研修の種類があるのだから、これくらい参加者がいれば少なくはないと思います。

(委員)

資料1の1ページの中程に、平成29年4月1日時点の保育所等の設置数が記載されているが、保育所等は保育士さんを雇っていないといけませんが、求人数は292あって、就職件数は53と少ない。実際のところ保育士さんはどれくらい満たされているのか、現状を教えてください。保育士さんの養成とかいろいろ取り組んできたが、実際は保育士さんの給料が上がってきて運営費の6割以上を給料に使ったら保育所はやっていけないというお話を聞いたりもした。それで給料が上がってきたら、経営者に「辞めていただかなければいけない」と言われるのではという私の勝手な想像ですが。これからは研修もし(副主任保育士などへの)格付けもして、長い間保育士として勤められるという条件が整いつつある。小さい頃に「大きくなったら何になりたいですか。」と子どもに聞いたら、「保育士さんになりたい。」ということ言うが、いざ就職するとなると保育士さんとして働いているのは、(保育士資格を持っている人の)4人に1人やもっと少ないかもしれない。別の会議で他の業種に比べ給料も少ないということも聞いた。実際、徳島県においてどれくらい保育士は不足しているのか。また保育士さんが少ないので、待機児童が出ているという

ことも聞いたが実際のところを教えてください。以上、二点お伺いしたい。

(事務局)

今のご質問について、まず1点目は保育士の充足率ということですが、保育定員によって保育士の数は定まってきますので、先程のご質問とほぼ同じようなお話と思われるのですが、待機児童の話も含めてハード面とスタッフというのが渾然一体となって保育所あるいは認定こども園等の定員というのが決まっています。施設を整備するにはそれに見合う保育士を雇うということにはなってくるのですが、さっきの求人が満たされていないようなところもありますので、必ずしも全ての求人が確保されているということではないようです。一部においてはハード面は整備されているが、定員数までの受入れができていないというところもありますので、施設整備と保育士の確保あるいはマッチングというのは車の両輪みたいな形でやっていかなければならないと思っています。待機児童の話で申しますと去年の10月時点で200名程度いたわけですが、4月の時点で5～60人だったのが、10月になりますと育休明けなどで保育園に入りたいという人が増えますので、4月に対して10月が増えるという状況になっております。その後4月1日に向けて、先程説明いたしましたとおり施設を整備しますのでそこで受入れの枠ができるのですけれども、また育休明けでという『たちごっこ』みたいになっているところがあるわけです。我々としてもまずはハード面はしっかりと整備していくわけですが、保育士の確保に向けても、養成という面もありますし、あるいはマッチングという意味できちんと必要なところに保育士さんがまわっていけるように対策をとってやっていきたいと考えております。

(委員)

今までも保育士の処遇改善ということで国にも働きかけていただいたのですが、ハード面と同じようにソフト面も地方の実情を知ってもらって、補助金を上げてもらうようにしないと終わってしまうと思うんです。

(委員)

保育士の求人数が292で就職件数が53。これでいいのかなと思うんですけど、これ本当は2つに分けてこの欄を書いていただくと、『新設』新しく保育園もしくは認定こども園を創ってその求人数がいくらで就職件数がいくらという項目を入れていただくと周りの状況がすぐわかる。たぶんこの53人のなかの大半は新たに施設を創ったところや認定こども園に移行したところが占めていると思うんです。そうでないと施設が立ち上がりません。そして29

2の内訳ははっきりはわからないが、たとえば今、定員が90名で子どもは90名入る予定なのだが、定員の弾力化ということで定員の120パーセントまで入れるからその20パーセント分を入れられるように職員があと2人多くいればよいよねっていうところも求人を出しています。そのほか特別保育をやるとしているところも出しています。その他いろいろ保育サービスをするために職員が必要なので、出します。また若い職員ばかりのところは今年は産休があるかもしれないからその時になって求人は難しいから4月から採用しておこうという考えもあって292になっていると思うんです。だけど実際の就職は53ということは、定員の弾力化もできないし特別保育もできないし、(既存の)施設が我慢して新設が優先されている数字が53。その中でマッチングというすばらしい言葉で表現するが、マッチングは今まである長い間運営している施設にはそんなに必要ないこと。全ての職員が新しい職員を大事にしながら子どもと一緒に生活していますから、その中で最近マッチングばかり言われ保育所は特異な職場のように言われています。しかしそうではない。保育士は毎日の保育を立派にしていますし、マッチングがなくても職員はいいんだろと思うんです。職員が多くやめているのもう一つの原因があって、これには出てきていない新卒(者の早期離職)があるからです。ある市町村では職員が足りないから正規採用したらいいのではということで採用数を増やして正規採用したところがあつたらしい。だがそういう市町村は一年間で辞めていく早期離職率が高い。前からいる職員は臨時で長いこと仕事していて何でも仕事はできます。その中に大学卒で新しく入ってきた正規職員に対して給料も高いですから『えっ、そんなこともできないの』という言葉がつい出るらしい。それが心に刺さるらしい。これは非公式です。もう一つ話をしたいのはアレルギーのことです。保育士としてのアレルギーの対応はどこの職場でもするが、実際にアレルギーで一番大変な部門を受け持っているのは調理師です。その調理師の待遇、職員の数をどうにかしてもらわないと施設の中では大変なことになっています。私どもの施設の話をして申し訳ないが定員が120名でアレルギーと医師から診断された子どもが4月時点で29名います。本当に異常としか言えない。しかし施設としては異常としてばかり捉えていては物事は進まない。すべて入園された子どもですから、同じようにやっていかないといけない。だから代替食や除去食、またその上に同じ食器が使えるかわからないなど家庭との話し合いがあります。子ども一人を慈しみ育てていこうとすればその保育というのは子どもを日々育てることですから、調理も含めて保育をしているということで調理の方にも光を当てていただきたい。

(会長)

292の求人数には、予定求人人数が入っているということでしょうか。

(委員)

いえ、絶対に施設を開かなければならないからそれに必要な人数はやっぱり多めにしますよね。

(会長)

新設以外のところは、ひょっとしたら入所児童が増えるかもしれないから予定の求人も入れているということですか。

(委員)

そうです。

(会長)

実際に就職者が、必要な人数に達していないということはないですか。

(委員)

いや違います。そういうことが起こっていないから、求人数の中に定員の弾力化や特別保育のための職員の数が入っているんだろうなと想像するんです。徳島県内で292の求人でも53人しか就職してなかったら大変な状況になっていると思います。それが目に見えて起こっていないということは、今、現に入られている継続もしくは新入の定員までの人数に対しては職員がいるからということで、そのプラスアルファを求人に入れているから、大きな問題にはなっていないんだろうなと想像します。

(会長)

わかりました。アレルギーに関しては事務局から何かありますか。

(事務局)

調理師にも光をとということで、そういった視点も持ちながら必要に応じて国の方にも働きかけていったり対応していきたいと思います。

(会長)

医療の立場からすると、100人のうち2割アレルギーがあるというのは、多いなど。厳密にはそこまで食事制限などの処置が必要な子どもが多いかなという気がしないでもないんです。アレルギーに関する治療はいろいろ変遷を重ねてきたんです。最初は食事アレルギーの人は制限していたが、制限している

うちに成長発達の抑制がかかって成長が遅れます。この程度だったら食事制限する必要がないというアレルギーの専門家（の判断があれば）食事制限をしない方向に移行しています。テレビでも前にしていたが、食事制限ではなく、アレルギーのある食事を少しずつ摂りながら慣らすことによってアレルギーを改善していく『慣らし療法』というのもあって、だから何がいいのか、医者によってそれぞれ言い方が違っているから、一般の人も戸惑っているのかもしれない。本当に制限しないといけないのか、制限はそれほどしなくてもいいのかもっと明確にしないと、保育現場もあるいは一般の人も混乱しているような状況かなど。

（委員）

それは、医師会の方でどうにかしてもらえませんか。施設の方には診断書が出てくるわけです。

（会長）

医者は診断をして診断書を書いてそのとおりにやってくださいよということになりますので。結局はそこら辺で、難しいんですよね。一般の人からすれば、ひょっとしたら「保育所とかでは厳密に守ってくれないかもしれないから診断書をきちんと出してください」と言われたから持って来ました。だから書いてくださいと言って持ってきたのかもしれない。しかし診断書の中に『食事制限を必要とする』と書いたら、全ての食事制限をしないといけない。食事制限の中でも程度があるんです。私個人的にもアレルギーの人を診るとしたら、やはり食事制限はできるだけしない方向の医者なんです。というのは成長発達は確実に遅れます。

（委員）

家で孫がいるので食事の話をしたりするんですが、アレルギーの人はちょっとずつ食べたら知らない間に治っていたりするといいます。医者にこれを食べたら命にかかると言われている人は別だが、ほかの者はちょっとずつ食べていたら知らない間に治っていたりするということもよく聞きますし。

（委員）

それはそうなんですが。保育園でお預かりしている子どもに対しては、医者でもないのにそれができるかどうか。保育士が保護者と問題を起こしてという理由の一つでもあるんです。制限されている物を口に入れてしまった。その時にどう説明しても家族は納得してくれないんです。本当に大きな声で泣いて泣いてされることがあります。保育士がやめてしまう原因にもなっているんです。

(会長)

保育士は、絶対に保護者と信頼関係を持ってやらないといけない。きちんとその辺はやっていかないといけない。時々、新聞でそういった事故があったと報道されているから。アレルギーがある子もアレルギーがない子も同じように見ていかないといけない。その点でおそらく医療が責任をとらないといけないんでしょうね。医師会の上にさらに学会があって、学会がやはり指針というものを作って、その指針に則ってアレルギー対応はこうしましょうというふうにみんなが守ればいいんですけど、医者には独特の考え方を持っていて学会はこう言っているが私はこう思うからあれは学会が間違いだという医者もいます。自分の経験的などころは非常に大きいから。いろいろな問題はあるが、保護者の信頼は保たないといけないから、どちらにしても難しい。

(委員)

保護者がその時に医師に「たまごは食べたらいけませんと言うことですが、1日にビスケットだったら、何枚くらい食べても大丈夫ですか？」と聞いてみたらいいんですね。

(会長)

本来そういうふうな問題を改善するには、医者・保護者・保育所の三者で話し合いをして保育所も疑問に思っていることを医者の前で言って、きめ細かい約束事を保護者がいるところで決めておかないと。保護者としては保護者の立場で子を守る立場で医者からこう言われたと保育士に言いますから。保育士はいや本当にそうかな？と思いつつも守らないといけないし。保育士が医者のところに行って聞いてみると保護者が言うことと違うということも出てきますので。一つの問題は関わっている人たちが同席の場で決めておかないと。

(委員)

私は現在公立幼稚園に勤務しています。先程からアレルギーの問題も出ていますが、アレルギーに関しては命に関わりますので、現場の者は気を病んでおります。医師会の方から『平成29年度版食物アレルギー管理表』がA4で両面カラーで出ています。本園でもアレルギーを持っている方は、病院のほうに行ってアレルギー管理表に先生のサインをもらって、アレルギーに関する項目にチェックをしてもらって園のほうに持って来てもらっています。本園も小学校の給食を実施しているので、小学校の栄養士さん・調理員さん・保護者・園の職員の4人が顔をそろえて給食についての対応を考えて除去食等をしています。園についてもいろんな行事でおやつを作る時もあるが、その子については

一人一人に対応して家庭から持って来てもらう時もあるし、園で代替えを用意することもあって柔軟に対応しているが、一つ間違えば命に関わるので、特に子どもなので現場の者は細心の注意を払うことが必要だと思います。先程から、人材確保についての話もでてきていますが、公立幼稚園でも人材不足の現状は否めません。最近では、特別な支援を必要とする子どもが年々増加する傾向にあります。保護者の方はやはり自分が住んでいる地域でその子を育てたい。そして地域の小学校に行かせたいという思いがあるので、幼稚園に入園する前に相談に見えます。いろんな発達障害の施設に通っている方もたくさんいて、施設から「直接、幼稚園に行って相談をしてみたらどうですか？」と保護者にアドバイスがあります。保護者の方とも話をしたり子どもの様子を見ながら園としては受入れを決めたり、ちょっと厳しいということも教育委員会と相談しながら決めていますが、受入れるとなると支援の必要な子どもに付く職員が必要となります。私たちは要望しているが、なかなか現実に付かないという状況が多々あって、学級担任ひとりが何十人もの子どもと支援が必要な子どもを見ると大変ハードな生活を送っています。これは保育所の問題だけではなく、幼稚園の現場でも生じており、大きな国の課題であるかなと受け止めています。

(会長)

小学校とか中学校にはだんだん減らされていますが、特別支援学級というのがある、そこに多少人数が付くところもある。そういう制度は幼稚園なんかにはないわけですか。

(委員)

今は特別支援学級がない状況なので、各学級の中で保育をしている状態です。

(会長)

幼稚園は教育施設ですので、小学校なんかの規則とだいたい似ているわけではないのですか。たとえば『小学校から特別支援学級に一人人数をください。』と要望があったときに、『何とかできますよ。』っていうふうな制度はないんですか。皆無なんですか。

(委員)

幼稚園の場合は、それぞれ市町村の教育委員会の方針もありますので、一応教育委員会に要望書は出します。その上で、教育委員会がその子の状況とかいろんなことを精査して『この子だったら一人加配を付けましょう。』とか『この園は二人に一人は加配を付けましょう。』という割り当てがあります。ただ

本園も特別支援加配が2名未配置の状況なので、担任はすごく大変で、私も日々保育に入っている状況です。

(会長)

教育委員会にそういう要望が出せるということは制度はあるんですか。だが現実はゼロということですね。

(委員)

はいそうです。

(会長)

一般的な保育所はないんですね。

(委員)

あります。

(会長)

制度はあるんですか。

(委員)

幼稚園で働きましようという人がいないという状況です。

(会長)

この求職者というのはそもそも保育所とか幼稚園で働きましようという職を求めている人ではないんですか。

(委員)

そうだと思います。

(会長)

求職者はいる。教育委員会には人数を要望する。だが実際は行かないということはどういうことですか。

(委員)

求職している方が、働く気持ちはあるんだけど先程もいろいろと話があったと思うんですが、自分が働きたい時間帯とか職種内容とか賃金とか勤務地とかいろんなことが自分の要求とあってないということが大きな原因ではないん

でしょうか。

(会長)

きれいな言葉で言えば、マッチングですね。事務局からは何かありますか。

(事務局)

先程、調理師さんの話も出ましたが、施設を運営していくためにはいろんな職種の方が当然必要となってきますので、適切に運営できますように我々としても関係部局とも協議をしながら進めていきたいと思っております。

(会長)

関係部局というのは、教育委員会と連携しようということですか。結局、教育委員会に要望を出すのが、教育委員会からノーという返事がくるわけでしょう。

(委員)

教育委員会は、本園に二人の特別支援加配の先生を配置してあげますよ。ただしその人材が今いないので、人材が来次第配置してあげますよということで、教育委員会のほうは人数は割り当ててくれているんです。ただ人がいないという状況です。これは保育所も同じです。

(委員)

子育て支援計画とあるが、子育ては働く人のために保育所を設置したらいいと思うが、家庭でも保育所でも子どもの面倒を見るのは大変なんです。それを家族や周りの人が改めて認識し直さなければ。働きに行くから保育所に入るのは当然だとか親も働きに行っているから子どもの面倒ばかりは見れないとかというのでは進んでいかない。小学校にあがるくらいまでは、家庭は家庭、保育所は保育所、幼稚園は幼稚園で必死で子育てに心を尽くさない。祖父母がいたり家族、兄弟がたくさんいて困らないところはうまく進んでいっているところもあるが、何かに追われていてストレスがいっぱいでという人は、大人が協力し合い理解していくように。保育所の先生の給料を上げて、ずっと保育所に勤められるという環境作りをしないといけない。子育ては大事だということを理解し、支援していかないと少子化はどんどん進んでいくと思うんです。

(委員)

現役の保護者としての意見ですけど、働きたかったら保育園に預ければいい。幼稚園しか入れなかったら預かり保育へ預ければいい。小学校に入ったら学童に預けて働けばいい。一般的にはそうなんですけど、私も専業主婦で2人の子

どもを育てていて、下の子どもが幼稚園に入ったので働きたいと思って何件か面接をしました。「実際、夏休みはどうですか。」「冬休みはどうですか。」「子どもが熱を出したときは誰かいますか。」というのは必ず聞かれます。子どものことを思えば親としても考えるべきことであり、雇っていただくほうの会社にしてもすごく大事なことだと思うんですが、実質問題保育園には私は専業主婦だったので入れませんでした。ものすごい倍率が高いので。長女が小学校に入ったら学童に預けようと思いました。学童は第3子から無料化されていると思いますが、学童に通わせている親の声としてはものすごく負担が大きいというのをよく聞きます。5時や6時に仕事を終えて帰って、子どもにご飯を食べさせてまた学童の会に出たりというのがけっこう頻繁にあるようです。地区によっても違うと思うんですけど、私たち働いているのに負担が大きいって簡単には預けられない。仕事を頑張るので、見ていてくださいという思いだけでは預けられないというのをよく聞きます。もちろん第3子から無料化というのは素晴らしい制度だと思うんですが、実際に学童に通わせているお母さんの声を聞くと、施設の利用料のことは話題にはならなくて、また夏祭りの会があるとか飲み会に誘われるとか、働くお母さんのためなのに余計忙しいんじゃないか、私が代わってあげようかという思いになります。そういう学童もあるので、それをこなして、パートでお給料をもらって学童の利用料も払って、疲れて帰ってきて幼稚園の子どもをお風呂に入れて、また学童の会に行くのかと思ったらもう少し大きくなるのを待とうかなと思ったり、簡単には働きに行けない。手続きを整えてもらうこともありがたいが、実際のお母さんの声というかを言わせていただきました。

(会長)

生の声が一番強いです。どうもありがとうございます。事務局から何か意見ありますか。

(事務局)

今の世の中の方向性としてみんなで働いてもらいましょう。女性の方も積極的に社会に出てということもありまして、その反面子育てというのを地域で取り組んでいきたいと思います。公費も入れていろいろと施設も整備するし、先程おっしゃっていただいた『放課後児童クラブ』なども働きやすい環境作りというのを行政としてはいろいろと改善も加えながら取り組んではいっているところですが、実態としてなかなか皆さんにご満足いただけるものになっていないのも事実だろうと思います。そういった御意見につきましては今後の施策の展開として参考にさせていただきたいと思いますので、大変ありがたい

貴重な御意見として頂戴しておきます。ありがとうございました。

(会長)

先程の意見は、昔私の家内も持っていたんです。どうしてPTAっていうのはみんなが忙しいのによく集まれとかなんとか委員だとか割り当てて、かえって忙しくさせてという、状況を作るんですか。

(委員)

やはり役員は受けたくないんです。だからたぶん指導員さんとかに負担がまわってしまって、指導員さんが辞めてしまって結局は保護者で回しているというのはよく聞きます。

(会長)

そこら辺の改善方法というのは、何か県がやらないといけないというか。ほかの制度とかどうしたらもう少し改善されるんですかね。

(委員)

夏祭りとかイベントを子どもはすごく楽しみにはしていると思うんです。だからそれを取り上げてしまうのはかわいそうかなとは思いますが。でもそれを開催するために親が子どもとの時間を減らしてまで会に出るものなのかなというのは思います。

(委員)

私も正直言うと同じような意見だったんです。なぜかというとな保護者としての経験値がゼロから始まるんです。こども園とか保育所・幼稚園の保護者など自分の家庭と公的な機関しか知らない。PTAとか地域の消防団とか青年会議所とか商工会議所とかいろんな共助の団体があるんですけど、全部自分たちで会費を払って自分たちの時間を使いながら。自分たちの家庭だけでは当然夏祭りもできないですし、地域のまつりごとでもできない。かといって公的な補助ばかりを受けていて、また公務員ばかりの世話人で成り立っているわけではないので。自分たちの時間とお金を使いながら自分たちの家族など個別に守らなければならないものを守るために、地域のコミュニティとかを少しずつお金と時間を分け合って維持していく団体だと思っています。教育的な部分に関して目配りをしなければいけないのが保護者と先生方が一緒になってPTAを守っていく。特に私が一番最初に入ったのは保育所の保護者会です。それは上部団体がなかったの、自分たちの保育所とかの園庭とかの掃除をしたり夏祭りの準備をしたり。だいたい女性の先生が多いので、高所とか力仕事は私たちがする

んです。PTAになったときは、県の組織があったんです。私も充て職でなっていたのでどんな仕事をしていたのかわからなかったんですけど、今ここで出てきたのは先生たちばかりの研修で、保護者の研修は誰もしてくれない。保護者の自分たちが子どもたちや地域を守っていくために、自分の子どもだけでなく、自分たちの友達とかも守るためにどうすればいいのかを勉強するところがPTA。保護者の研修機会を県のPTAとかは教育委員会と一緒に年何回かさせていただいているので。確かに時間と月額200円程度のお金は必要なんですけど、そのおかげで、ある程度名の通った先生方に来ていただいて保護者が普段思っていることとか、保護者が普段先生方と話せないことを時間をもらってPTAの会をやっているんです。なので面倒くさいとか大変だとか言い出したら大変なんですけど、ひとつ根本的に子どもたちのために必要だからあるんです。地域の教育力がなくなったから学童とかの施設が必要となった。私なんか同じ立場にいるんですけど、保護者としてもいるし私の両親は教員をしていて母親は幼稚園の教員だったので、普段はほったらかしにされていた。今は『ここに行きなさい。』という指示だが、昔は『ここに行ったらだめですよ。』という指示だった。行ったらいけないところ以外は、子どもたちは自由にその地域で近所のどこでも行っていた。今はほとんどがあそこに行くなとかここに行くなとか言われるので『放課後はここに行きなさい。』というふうになっているのかもしれないんですけど。基本的には危なくなければ子どもはその地域の庇護の元、自由にその地域で遊べばいいと思う。そのためには地域の教育力が必要で、幼稚園や保育所で保護者の活動をきちんとされた方がおそらくその地域の議員さんやその地域の商店街とかの役員さんとかになっていっていると思うんです。その早い段階で自分たちの時間やお金を提供しないと地域の力が弱まっていることにその場に行くときびきます。1年目は経験値ゼロなんで、「年に何回来なければいけないんですか。」とか「絶対出席しないといけないんですか。」とかなるんですけど。1年後の役員改選では「楽しかったです。」「次来る人にも楽しいから行ってみなさいと言います。」と言っていたきます。今、個人的に使っている時間が5～10%削られるんですけど、必ず役立つ共助の団体だと思うので、PTAに限らず地域のいろんな団体とかに積極的にネガティブな感じではなく参加されたらいいと思うんです。経験値がなければまだ視野が狭いと思うので大変だと思うんですけど、これから広がっていけばそんなに不安に思うような圧力団体ではありませんので。楽しめばいいと思います。

(会長)

コミュニティの力は高めないといけないし、だけど個人での子育ての時間と

か働く時間のバランスっていうか、コミュニティでやらないといけない仕事と個人での時間というのがバランスが今ちょっととれていない部分もあるなというところだろうと思うんです。そこら辺のバランスっていうのは大切だと思うんですけど、その辺もそれぞれお互いに価値観があると思うのでなかなか地域で過ごすのは難しいというのは私も実感しているところです。

(委員)

幼稚園・保育所・学校のPTAの活動と、放課後児童クラブの保護者運営はもうひとつ違う部分は確かにあると思います。基本的には考え方は同じで子育てを学校・保育所・幼稚園など一般の社会的な教育保育機関に任せっきりにしなくて、親は親として親同士と一緒に力を併せて子どもたちを育てていくという姿勢ではあると思います。ただ一般の運営委員会方式の学童保育所は運営委員会が委託の受け皿になるけど、実際に運営をするのは保護者会。保護者会がするということは、保護者が運営のあり方とか行事とかお金の使い方とかあるいは支援員の採用まで全部しなければいけない。保護者は何年かで変わっていきます。そうしたらまたほとんど何も知らない保護者が入って、また一から先輩の保護者に教えてもらってしなければいけないという大変さが非常に学童保育所にはあります。ただうちのように社会福祉法人がしている学童保育所は職員の採用とかある程度事務的な部分は法人が担って、保護者会は行事的なこと、あるいは学童保育の支援員の採用の仕方についての意見とかそういう部分をしているので、運営委員会方式で保護者会がしている学童に比べれば保護者の負担は少ない。一般的な学童保育所の保護者会で役員とかになったらすごく大変というのはあると思うので、それは今後学童保育を広く進めていく上で検討しなければならない課題だと思うんです。たとえば支援員の採用について組織的な支援員バンクというのがあって、ある程度順調に採用ができるとか、今徳島市内は学童保育連絡協議会みたいなのがあるところがあって、そういうところである程度支援員の待遇とかも決めていこうとか規約を作るならひな形があってそれを使えばすぐできるとか。あるいは監査とかも保護者が会計をするので大変なんですけど、会計士さんを法人で雇うことができるとかいくつか改善点はあると思います。保育所や幼稚園や学校に比べるとPTAがやっている仕事以上の負担が学童保育に入ったらあるから抵抗感が強いというのがあるんだろうなと思われま。

(会長)

ソフト面に亘ってはそういうような難しい問題があるというのがわかりました。その辺の実際にこういうな制度をいろいろ県のほう工夫されてきたわけ

ですし、そういうところも含めて少しずつできるところから改善して、子育て支援というのは実際に生の声を聞きながらどこを最初に改善していくかというところが大事な段階にきたのかなと思います。今日はいろいろと細部に亘っての御意見を聞けてよかったと思います。ほかにどなたかございませんか。

(委員)

事務局の資料の1についてお伺いしたいんですけど。資料1のP4の経済的負担の軽減の中にありまして(2)多子世帯への放課後児童クラブ利用料無料化。それに記載されています数字のことについて3点お伺いします。まず実施状況にあります24市町村のなかで『5町については放課後児童クラブなし』、『1町については放課後児童クラブ休止中』とありますが、これはどういった経緯で放課後児童クラブが不運営という状況になっているのでしょうか。続きまして2点目、あと6市町については放課後児童クラブの利用料の無料化制度が実施されているということですが、この6市町の財源というか運営の内訳というのがどういったもので実現がされているのかということが知りたいところなんです。質問だけをお話ししますと別資料のほうで『放課後子供教室』という制度があったんですがこちらのほうは利用料がかからないというふうな明記がされていましてこれは実際どういったところでどんなふうに運営されているものなのかというこの3点についてお伺いできればと思います。

(事務局)

最初の『5町には放課後児童クラブなし』ということですが、ないのが美波町、牟岐町、海陽町、北島町、板野町ということで、休止中が那賀町ということです。その詳細はそれぞれにどういった理由でクラブを設置していないかというまでは把握はしていませんが、それぞれ設置するのは町ということなのでそれぞれ町の諸事情あるいは対象者などという話もあると思いますが、そういった状況にあるということでございます。それから放課後児童クラブの利用料の無料化の実施6市町というのが、徳島市、小松島市、吉野川市、三好市、上勝町、藍住町ということになっております。事業の内容としましては、対象児童の利用料を市町村が無料化又は一部軽減するという、市町村が対象の方の利用料を徴収するにあたっての減免をする場合にその費用の1/2を県が補助するという事業の仕組みになっております。放課後子供教室につきましては、教育委員会のほうの所管でやられている事業になります。

(事務局)

この事業自体を運営しているのは生涯学習課になりまして、私は学校教育課になりますので勉強不足で間違っていたら申し訳ないんですが、子供たちを集めているいろんな指導というかその時に作り方教室であるとか歌の教室であるとか竹とんぼであるとかいろんな指導できる方を講師として招き子供たちにその場で指導するような教室であると伺っております。

(事務局)

こちらの方で資料がございますのでご説明させていただきます。放課後児童クラブの目的というのが『保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生への放課後の生活の場を提供しその健全な育成を図る』という保育に欠ける児童の延長みたいなそんなイメージになってくるのかと思うんですけど。一方、放課後子供教室のほうは『安全安心な子供の活動拠点として体験活動やスポーツ、地域住民との交流活動等を行う』ということでまさに教育の一環として地域活動をしたり地域住民と交流をしてなど教育的な面があるのかなと思っております。また放課後児童クラブというのは原則有料です。一部市町で減免しているのはありますけど。放課後子供教室につきましては無料ということになっております。

(委員)

ありがとうございます。保育所では最近6時頃まで料金の範囲内で預かっていただけたりします。非常にありがたいことで、仕事が5時に終わっても5時に迎えに行けるわけではないので、6時まで預かってくれるのは非常にありがたい環境にありながらも、小学校に入ったとたん3時とか4時に下校しなさいよという、その環境の変化に戸惑われる保護者の方もたくさんいると思います。子供さん自体にも手がかかって親御さんにもなかなか時間がなくて大変な時期なのかなと思うんですけど。私自身子供が中学校に上がると今度はPTAの大切さとかもすごく理解できてくる部分もあったりして。やはり保護者周りで聞くのが放課後児童クラブの料金についてです。なかなか厳しい家計のなかで放課後児童クラブに行くとなるとひとつの習い事に行けるくらいしっかりとした金額がかかるので、そこで迷われる方とかも実際おいでると伺っています。そうなるの家計の格差というか貧困家庭にある子たちについては(放課後児童クラブに)行かないから家庭で充実した時間を過ごしているかという、決してそうではなくて、ひとりぼっちで考えられないような環境にいる子たちもいるのが現状かなと思うと、少しでも安全な環境を保護者の方にもご検討いただけるような金額がぐっと抑えられた利用しやすい環境になってくれればなと願うところです。

(会長)

ありがとうございました。ほかにも御意見あろうかと思いますが，時間も迫ってまいりましたのでこれでおきたいと思います。それでは，事務局のほうにお返しします。